

宮崎県気候変動適応センターの設置について

令和元年7月29日
宮崎県環境森林部環境森林課

1 設置の背景

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増大や、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で現れており、今後更に深刻化するおそれがある。

このような中、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は気候変動対策の車の両輪であることから、適応策を法的に位置付け、関係者が一丸となって強力に推進するため、平成30年12月1日に「気候変動適応法」が施行された。

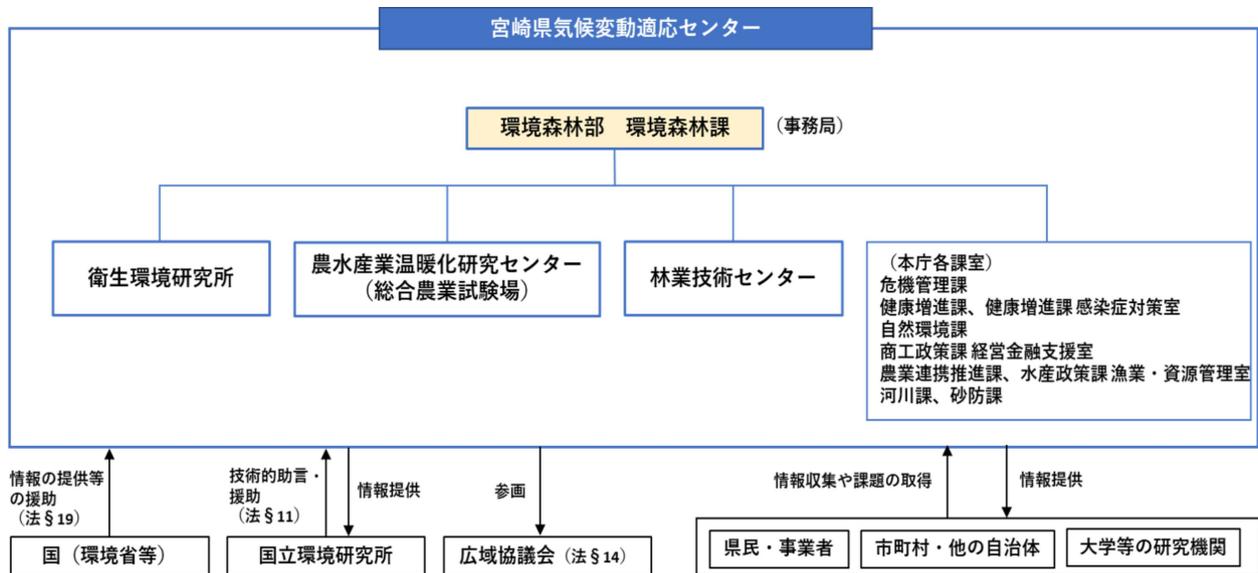
2 設置根拠

気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定による。

第13条 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（「地域気候変動適応センター」という。）としての機能を担う体制を、単独又は共同して、確保するよう努めるものとする。

3 宮崎県気候変動適応センターの体制

環境森林部環境森林課が中心となり、各分野の適応策を実施している関係機関との合議体により、センター機能を担う体制を立ち上げる。



4 センターの役割

本県における気候変動適応を一層推進するために必要な情報を取り扱う拠点として、国立環境研究所等と連携しながら、県内の気候変動の影響や適応に関する情報の収集・整理・分析や事業者、県民等への情報提供等を行う。

5 設置年月日

令和元年6月27日